

住宅ローン申込にあたっての確認事項〔リフォーム資金一括借入用〕

1. リフォーム資金の上限

リフォーム資金一括借入において、リフォーム資金としてお借入れができる金額の上限は500万円（税込）となります。また、リフォーム工事請負契約の工事代金額の上限も500万円（税込）となります。

2. リフォーム工事の期間

お借入日からリフォーム工事の完了までは3ヵ月を超えない期間とします。

正式審査お申込み時のリフォーム工事内容の変更、工事期間の延長等が生じた場合には、速やかにイオン銀行までご連絡いただき、工事請負変更契約書のご提出をお願いいたします。

3. リフォーム工事代金の支払い

お借入れいただいた金額のうちリフォーム工事業者への工事代金の支払いは、工事請負契約書に記載の支払スケジュールに沿って行うこととし、支払スケジュールの記載がない場合は、工事完了後に行なっていたくようお願いいたします。

なお、お客さまとリフォーム工事業者との間で紛争が生じた場合であっても、イオン銀行は責任を負いかねますので、ご了承ください。

4. 資金使途提示の義務

お客さまはお借入れのお申込み時点およびお借入れ後のリフォーム工事完了時点の2度、イオン銀行に資金使途の確認ができる以下の書類を提出いただく必要がございます。

原契約申込時：工事請負契約書（写し）

工事完了時：次の3点をご提出ください。①工事完了証、②当行口座を利用したリフォーム工事業者への工事代金の送金を確認できる書類（振込金受取書）または工事代金受領書の写し、③リフォーム後のリフォーム施工箇所の写真

5. 繰上返済の義務

リフォーム工事業者に工事代金としてお支払いされた金額が、当初ご提示いただいた工事請負契約書に工事代金として記載された金額に満たない場合、お客さまはイオン銀行からの請求によって、その差額分について繰上返済をする義務を負います。

また、当初ご提示いただいた工事請負契約書に記載されたリフォーム工事自体が実施されなかった場合、お客さまはイオン銀行からの請求によって、リフォーム資金相当額について繰上返済をする義務を負います。

6. 借入利率の変更

お客さまが第4項の資金使途の提示または第5項の繰上返済の義務を履行出来ない場合、現在の借入利率から優遇金利が解除され、借入利率が上昇することがあります。

7. 借入利率が変更となった場合の増加する利息金の計算例

〔現行の借入条件〕

借入金額：金20,000,000円也、借入利率：年0.52%、返済期間：35年

〔現行返済額概算〕

毎月約定返済額：52,094円、返済総額：21,879,497円、うち利息分：**1,879,497円**

〔優遇金利解除後の利率〕

借入利率：年0.52% + 優遇金利解除に伴う金利上乗せ：年1.65% = **年2.17%**

〔優遇金利解除後の返済額概算〕

毎月約定返済額：68,010円、返済総額：28,564,516円、うち利息分：**8,564,516円**

〔増加する利息の概算〕

優遇金利解除後の利息概算：8,564,516円 - 現行利息概算：1,879,497円 = **6,685,019円**

8. 義務履行の確認

イオン銀行はお客さまに対し資金使途の確認や繰上返済履行の状況について、必要に応じ電話または書面にてご連絡をさせて頂く場合があります。その際には状況確認のご協力をお願いいたします。

以上